

令和7年度 山陽小野田市一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

山陽小野田市内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画区域

山陽小野田市全域とする。

4 ごみ処理実施計画

(1) 排出量等の推移及び見込

[t／年、人]

項目	R3	R4	R5	R6	R7
混合ごみ	769	992	853	862	872
燃やせるごみ	17,168	16,732	16,083	15,802	15,581
燃やせないごみ	591	521	464	461	457
その他のごみ（泥土）	181	235	195	193	192
大型ごみ	168	167	173	176	180
空びん	462	438	405	398	392
古紙類	1,164	1,105	991	997	1,000
ペットボトル	155	159	155	158	158
空かん	141	136	128	127	126
古着・布類	193	174	155	192	191
発泡スチロール・白色トレイ	10	10	13	12	12
合計	21,002	20,668	19,613	19,378	19,161
【人口】	60,464	59,797	59,125	58,884	58,579

(2) 分別区分

収集するごみの分別は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、大型ごみの4区分とする。なお、分別種類は、9種類（①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③空びん、④古紙類、⑤ペットボトル、⑥空かん、⑦古着・布類、⑧発泡スチロール・白色トレイ、⑨大型ごみ）である。

区分	内容	
収集するごみ	燃やせるごみ	台所ごみ、紙くず・木くず、プラスチック類、皮革製品、ゴム類、アルミ箔、天ぷら油等（指定ごみ袋を利用）
	燃やせないごみ	使用済小型家電、自転車・三輪車、寝具類・敷物類、陶磁器類・ガラス製品、ビール等のふた、金属類、ライター、乾電池等
	空びん	透明のびん、茶色のびん、その他の色のびん（色別）
	古紙類	新聞、ダンボール、雑誌・本・雑紙、紙パック（種類別）
	ペットボトル	無色のペットボトル（ラベルはそのまま）
	空かん	飲食料用かん、菓子かん、かん詰め、その他汚れていないかん、カセットボンベ・スプレーかん（飲食料用かん等とは別にする）
	古着・布類	古着・布類
	発泡スチロール・白色トレイ	発泡スチロール・白色トレイ
	大型ごみ	ベッド、ソファー、戸棚、たたみ、ドア・ガラス戸・サッシ等
	製造メーカーによる回収	パソコン・ディスプレイ (使用済小型家電回収ボックスに投入することも可能)
家電リサイクル法対象品 (市では処理しない)		テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機（家電販売店による回収または自ら指定取引場所に持ち込む）
収集・処分できないもの		タイヤ、バイク、バッテリー、消火器、農機具、医療用注射器、ガスボンベ等の危険物等（販売業者等の引取りとする。）

(3) 収集・運搬

本市の回収方法は、主にステーション方式である。なお、大型ごみのみ戸別収集を行う。収集・運搬体制は、以下のとおりとする。

ごみ種類	方式	収集回数	区分	搬入先
燃やせるごみ	ステーション	週2回	直営（委託）	環境衛生センター
燃やせないごみ	ステーション	月1回	委託	小野田処分場 民間委託業者
空びん	ステーション	月1回	委託	小野田処分場 空びん保管場所
古紙類	ステーション	月1回	直営	リサイクルプラザ 古紙保管場所
ペットボトル	ステーション	月1回	直営	ペットボトル ストックヤード
空かん	ステーション	月1回	直営	小野田処分場 空かん保管場所
古着・布類	ステーション	月1回	直営	古着保管場所
発泡スチロール・白色トレイ	ステーション	月1回	直営（委託）	ペットボトル ストックヤード
可燃性大型ごみ	戸別収集	随時	委託	環境衛生センター
不燃性大型ごみ	戸別収集	随時	委託	小野田処分場 民間委託業者

※（ ）は山陽地区の区分を示す。

(4) 中間処理

各種のごみは、環境衛生センター等で処理する。なお、下表に含まれていない燃やせないごみ及び不燃性大型ごみについては、民間委託業者による処理を行う。各種のリサイクル制度や各施設の処理能力の状況等を勘案しながら、効率的な処理ができるよう施設等の整備に関して検討していくものとする。

処理対象ごみ	施設名	設備名	処理方法	稼働開始年月
燃やせるごみ	環境衛生センター	焼却設備	焼却	平成27年4月
可燃性大型ごみ		破碎設備	破碎	
空かん	空かん保管場所	圧縮・梱包設備	圧縮・梱包	平成2年4月
ペットボトル			保管	
発泡スチロール、白色トレイ			溶融固化・保管	平成11年4月

空びん	空びん保管場所	一	保管	平成2年4月
古着・布類	古着保管場所			
古紙類	古紙保管場所			平成6年4月

(5) 燃やせるごみの処理

燃やせるごみは、環境衛生センターにて焼却処分する。処理対象物は、燃やせるごみ、可燃性大型ごみ、可燃性混合ごみ、汚泥（小野田浄化センター、小野田水処理センター、山陽水処理センターから排出される脱水汚泥）である。焼却施設の施設概要は以下のとおりである。

施設名	環境衛生センター
敷地面積	約 11,372 m ²
竣工	平成27年4月
施設規模	90 t/24 h (45 t/24h × 2 系列)
処理方式	全連続燃焼方式 ストーカ炉
排ガス処理設備	バグフィルタ、有害ガス処理装置
余熱利用設備	温水発生器、汚泥乾燥機

(6) 最終処分計画

本市の処分場は、小野田処分場と山陽処分場がある。最終処分の対象物は資源化できない不燃ごみとセメント原料にできない焼却残渣であり、主に小野田処分場を優先して使用する。廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号）に基づく維持管理を継続して行うとともに、再生事業について検討する。

施設名	小野田処分場	山陽処分場
竣工	平成13年4月	平成元年
埋立面積	15,000m ²	7,200m ²
埋立容量	60,000m ³	38,000m ³
残余容量	13,013m ³ (令和4年8月時点)	9,450m ³ (令和4年8月時点)

(7) ごみの発生・排出削減の方策

ごみの発生・排出削減については以下のとおり取り組みを進める。なお、事業者は「環境に配慮した事業活動や商品づくり」を行い、消費者である市民は「環境・資源問題、廃棄物処理に配慮した生活に転換」し、行政は

「様々な角度から支援」を行うものとする。

ア マイバック運動の実施

- ・スーパー等での買い物時にマイバッグを持参する。

イ 分別意識向上の啓発

- ・家庭ごみの出し方、ごみ収集カレンダーを定期に発行し、基本的な分別を徹底する。

ウ ごみ減量化の実践

- ・生ごみを発酵処理させる電動式生ごみ処理機の導入やダンボールコンポスト、コラポン（土地埋込式）などの活用を図る。

エ 環境学習の充実

- ・小中学校の環境教育のために施設見学を実施する。
- ・必要に応じ、担当職員が自治会へ出向きごみの分別や資源化について講習会を開催する。
- ・環境展等において、環境関連情報等の提供及び啓発を行う。

オ 協議会の活用

- ・山陽小野田市快適環境づくり協議会を通じて、適正なごみの排出、分別資源化への改善に向けて、各戸配布、班回覧のチラシを作成・配布する。

カ 多量排出事業者への指導

- ・事業系一般廃棄物を大量に排出する事業者には、運搬業者を通じて排出内容の確認と適正な分別、排出抑制を指導する。

(8) 一般廃棄物収集・運搬業の許可について

一般廃棄物収集・運搬業については、現在の許可業者で適切な処理が確保できており、これ以上の許可業者の濫立は需給の均衡を損ない、適正な処理を阻害することになるため、原則として新規許可は行わないものとする。

5 生活排水処理実施計画

(1) 処理人口について

令和7年度の処理人口の見込みは以下のとおりである。

区分		処理人口〔人〕
計画処理区域内人口		58,579
水洗化	下水道人口	32,645
	合併処理浄化槽人口	16,305
	農業集落排水人口	249
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独）	2,868
非水洗化人口		6,524

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の推移及び見込

[kℓ／年]

項目	R3	R4	R5	R6	R7
し尿	13,071	12,704	12,603	10,483	9,859
浄化槽汚泥	17,724	17,117	17,183	16,848	16,870
合計	30,795	29,820	29,786	27,331	26,729

(3) 生活排水処理施設の整備状況

ア 公共下水道

公共下水道は、小野田処理区、山陽処理区において整備事業を実施している。今後は、本市の下水道整備計画に基づいて、さらに整備を推進していくものとする。

項目	小野田処理区	山陽処理区
供用開始年月日	昭和56年5月8日	平成元年4月1日
事業計画面積	903.3ha	369.2ha
終末処理場	小野田水処理センター	山陽水処理センター
処理方式	標準活性汚泥法	ステップ流入式 多段消化脱窒法
処理能力	14,280 m³/日	3,100 m³/日

イ 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、仁保の上地区及び福田地区の2地区で処理を行っており、既に整備は完了している。今後は、農業集落排水施設の適正な維持管理に努めていくものとする。

項目	仁保の上地区	福田地区
供用開始年月日	平成11年4月1日	平成10年4月1日
処理区域面積	10.0ha	8.5ha
処理施設	仁保の上地区 農業集落排水施設	福田地区 農業集落排水施設

処理方式	分離接触曝気方式 (JARUS-S96型)	分離接触曝気方式 (JARUS-I96型)
日平均汚水量	51.3 m³/日	86.4 m³/日

ウ 合併処理浄化槽（浄化槽設置整備事業）

合併処理浄化槽は、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業計画区域外における生活排水対策を進めるため、浄化槽設置整備事業として補助を行うことで、設置・整備を推進する。

項目	R7年度
計画基数	100基

エ し尿処理施設

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）を処理する施設の概要は以下のとおりである。

し尿等は、現在、小野田浄化センターで全量処理している。し尿等の適正処理を維持するため、下水道投入施設の整備について検討を重ねる。

施設名	小野田浄化センター
竣工	平成元年11月
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
処理能力	90 kℓ/日

（4）し尿等の処理

ア 収集・運搬体制

区分	小野田地区		山陽地区	
	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥
収集形態	許可（1社）	許可（2社）	許可（1社）	
收取運搬機材	バキューム車		バキューム車	

イ 最終処分

し尿処理施設で発生するし渣及び余剰汚泥は、環境衛生センターに運搬し焼却処分する。引き続き、同様な処理を継続できるように施設を管理し、適切な汚泥の脱水に努める。